

6月の行事予定

1日	気象記念日
2日	計量週間7日まで
3日	福祉年金受給者の所得状況届受付け
4日	県内戸籍関係事務協議会
5日	市内P連検会
6日	計量記念日
7日	計量週間7日まで
8日	遺族会総会
9日	口腔衛生週間
10日	父の日
11日	入梅
12日	種鶏のひな白濁検査
13日	夏至
14日	園遊会記念日

【第三回臨時議会】 議長に坂元・副議長に杵議員

阿中プールも工事契約

※第三回臨時議会は五月四日開かれ、議案三件を原案可決、議案修正可決しました。また申し合せに……
※より議決委員の任期を一年と定めたので改選……
※を行ない、議長には坂元善文氏を再選、副議長に……
※は杵右衛門氏を選出しました。

総務 早水・建 石崎・経 川路・教 白浜
各常任委員長きまる

- 当日きまつた正副議長各常任委員は次のとおりで、任期は残任の三カ年と申し合せました。
- 議長 坂元 善文
 - 副議長 杵 右衛門
 - 総務委員長 早水 千秋
 - 委員 若松 昭二
 - 委員 黒崎 定雄
 - 委員 船元 金吾
 - 委員 浜ノ上 文雄
 - 建設委員長 石崎 高志
 - 委員 堀山 正吉
 - 委員 宮園 貞春
 - 委員 新井 貞太
 - 委員 幸礼 乙助
 - 経済委員長 川路 利成
 - 副委員長 大川内 実
 - 委員 大田 右衛門
 - 委員 宮原 英男
 - 委員 海平 良助
 - 委員 浜崎 金次郎
 - 委員 坂元 善文
 - 委員 白浜 貫徳
 - 委員 上野 重春
 - 委員 野崎 昭憲
 - 委員 平石 正美
 - 委員 西 甚吉
 - 委員 新藏 東吉

七月末までには完成

今回市議会の構成に当りまして、不肖はからずともこのたび議長に再選就任いたしました。この大任をお受けした以上、今までの政治経験を十分に活用し、



明るく住みよい
阿久根市に
市議会議長 坂元善文

なきを得ました。何とぞ今後とも市政躍進のため、お一人の御協力と御鞭撻をたまわりますようお願いいたします。たまものと存じ誠に感謝にたえ

の南側に七月末までには出来上り八月から使用することになって

同プールはたて二五米より一九米深さ一〇〇から一四〇の傾斜で設計され、三方は土手のスタンドにかこまれ、更衣室まで完備された立派なプールであります。その敷地内に建つていた市営住宅と体育館内の引揚者住宅は廢止することになりました。

経済委員を八名に

議会の構成は今まで、総務委員

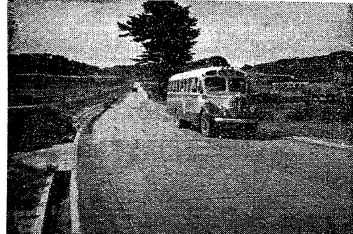
一四部落と一五五名を表彰

一 協本地区国保表彰式



- 協本地区の国保表彰式は四月二十三日開かれ、34年度中に一家そろって健康でしかも保険納納納の一五五世帯を表彰しました。このうちには四年間も続けて表彰された人が一〇名、三年連続が二三名、二年連続が三名もいます。
- また同様に、保険税の納入状況が優秀な十四部落の表彰も行なわれました。
- ◆団体の部
- ◆一等(納期完納)
 - ◆二等(年度未完納)
 - ◆協野下 桐野下 大淵川 深田 瀬の浦上 瀬の浦下 松ヶ根 大谷 大淵 小淵 八郷 三等(九五%以上)
 - ◆個人(黒之上)
 - ◆(馬場) 神川武夫 川添ふじ
 - ◆土田音次郎 中村良英 浜川清
 - ◆松木義雄 湯田一子 大江かね
 - ◆(協本) 藤野崎コマツ 中村 岩太 松木ハルノ 脇崎光雄
 - ◆(下村) 出水岩次郎 江口かえ
 - ◆江藤と七郎 飯屋助則 重久ス
 - ◆マ 瀬戸口ハツキ 高津ワカ
 - ◆(外園) フジエ 松木久子 松木喜右衛門 松下忠志
 - ◆(上原) 荒田雄雄 石沢四郎太
 - ◆(深田) 川保サタ 川保正義
 - ◆(上郷) 新郷 松崎ヒロ
 - ◆(大谷) 大友文武 黒坂アキ
 - ◆(大谷) 丸塚武雄 表生田国利
 - ◆(筒田) 八重鉄夫 筒 サダ
 - ◆(黒之浜) 藤上和二郎 藤上貴
 - ◆(黒之浜) 大谷ヨシノ 梶尾正助 梶尾義俊 河村文雄

着々と進む 道路舗装



「舗装道路」は文化のパロメーターとして文化都市の表徴とまでいわれております。当阿久根市も現在市街地の主要道路の八割を舗装し、市としてはさらにこれを中央及び県道に折衝して北に南に舗装

を延ばす、曲を次のとおり進めておきます。

- ◆昭和三十五年(決定)
- ◆大丸の折渡前から港までの道路のうち本年は港から市役所の西隣り交差点付近まで
- ◆光接寺前から港橋まで
- ◆田代県道を国道から一八〇米(安楽の交差点付近まで)
- ◆昭和三十六年度(決定)
- ◆前年度残りの市役所西隣り交差点より折渡前国道まで
- ◆新町の鉄道路側は交通量の激増にたいして危険度が高くなつたので橋を造り立体交差することになりました
- ◆昭和三十六年度(申請中)
- ◆南の国道舗装を大川島附近まで三K延長
- ◆北は新町路切りより高橋下まで
- ◆昭和三十七年度(計画)
- ◆国道を三十七年度申請より大川の長迫口まで延長
- ◆昭和三十八年度以降(計画)
- ◆国道を北及び南ともそれ〴〵市の境まで延長

【写真は国道満附近】

現在市に測量に着手し本年度は設計図をつくりあげ、果の決定を待つて着工される予定です。

【農地相談室】

【問】地主は私が耕作している農地を抵当にしたいが、私の質借権はどうなるのでしょうか？

【答】農地法には農地または探査地の抵当を設定するときは知事の許可を受けなければならないという規定がないので、地主は債権者のために小作地を担保に入れることは自由にできます。

しかし、抵当権行使されて競買開始となつても競買者となつて所有権を取得できる者は、その土地の小作人だけではありません。もし小作人に資力がないために競買できないときは、抵当権者は、国に買収するように申し出る方法がないのです。

国が買収すれば希望まで小作人に貸付けることが出来ます。年賦で完済することになりますので、あなたの小作権を奪はれることは全くありません。

なお政府はこのような土地を買受けるために資金が必要であると見做して農地増進投資資金の貸付制度も設けています。この資金については農地委員会とありあかついては詳細は委員会におたづねください。

